

転入・転出の手続き等はお済みですか？

●各種手続きはお早めに！

春は引越し・就職の季節です。転入・転出の手続きは期日までに行ってください。

	種類(主なもの)	特に必要なもの	手続き窓口
住所変更	市外へ転出(*)	転出の日まで	旧住所地の市民窓口課、出張所
	市内で住所変更	住所を定めた日から14日以内	新住所地の市民窓口課、出張所
	市外から転入	転出の日まで	旧住所地の市民窓口課、出張所
健康保険(国保・後期)	・市外へ転出	転出の日まで	旧住所地の保険年金課
	・退職などで加入	該当した日から14日以内(*1)	住所地の保険年金課
	・就職などで資格喪失		
	・出産、死亡など		
	・市内で住所変更		
・市外から転入	新住所地の保険年金課		

*印鑑登録は、市外への転出届により自動的に登録抹消となります。新住所地の市区町村役場で新規に登録申請してください。(市内での住所変更の場合は、引き続き使用できます。)

●共通して必要な持ち物

★印鑑 ★本人確認書類(窓口に来られる方の運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど) ★委任状(本人以外の場合。ただし、住所変更の場合は本人、世帯主以外の場合)

★外国人の方(市内で住所変更・市外から転入)は、住所変更される方全員の特別永住者証明書又は在留カードを持参してください。

★転出証明書の代わりに、住民基本台帳カード・マイナンバーカードをご利用の際は、暗証番号が必要となります。

★国外転出、市内で住所変更、市外から転入のときは、通知カード(お持ちの方は、住民基本台帳カード・マイナンバーカード)も持参してください。

(*1)加入の届出が遅れた場合、遅れた期間の保険料はさかのぼって(最長2年)納めていただきますが、特別な理由を除き、届出までに支払った医療費は全額自己負担となります。

(*2)必要な書類はお問い合わせください。なお、新しい保険証は後日郵送でお届けする場合があります。

問合せ 住所変更・印鑑登録:市民窓口課 ☎432-1249
健康保険(国保・後期):保険年金課 ☎432-1257

区役所の日曜開庁

開庁日時 **3月29日、4月5日、12日** 午前9時～正午
(出張所は開庁していません)

取扱業務	窓口
住所異動	市民窓口課 ☎432-1249
転入・転出・転居届など	
戸籍届出	
出生・死亡・婚姻届など	
印鑑登録	印鑑登録・抹消など
証明書発行	住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書など

*一部取り扱えない業務(税関係証明書の発行など)があります。
*上記取扱業務でも、他機関が閉庁しているなどの理由で、その場で対応できないこともあります。

***3月29日**のみ、マイナンバーカードの交付を行います(事前予約制)。事前予約は、市民窓口課マイナンバー担当(☎406-1021)まで。

同日、各区役所内で、以下の窓口も臨時開庁します

・エコまちステーション(転入者へのごみの分別、有料指定袋に関する説明)
・上下水道局営業所の臨時相談窓口(上下水道に関する受付)

問合せ 地域力推進室 ☎432-1199

●住民票の写し等は、便利なターミナル証明書発行コーナーをご利用ください

取扱時間 平日:午前8時30分～午後7時 土日:午前8時30分～午後5時

*祝日、振替休日、国民の休日および12/29～1/3を除く

場所 地下鉄北大路・四条・竹田・山科の各駅、阪急桂駅

取扱証明書 ①住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③印鑑登録証明書、④税関係証明書(平日午後5時以降と土日は翌開所日(土日を除く)以降の発行となります)、⑤戸籍関係証明書(受理証明書等一部発行不可)、⑥戸籍の附票の写し等

持ち物 運転免許証等の本人確認書類、③は印鑑登録証(カード)

問合せ 文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当 ☎222-3085

きた! エコまち通信 **要チェック!** これらの家電4品目は大型ごみとして収集できません
※電器店等にご相談ください

～ごみの出し方・ルール～ **「大型ごみ編」**

これから新生活を始めるとい方も多いのではないのでしょうか。今回は、引越しの際に捨て方に困る大型ごみについてご紹介。

大型ごみは、①大型ごみ受付センターに収集の申込みをする。
②グリーンセンターへ直接持込む。

どちらかの方法で処理をお願いします。*リチウム電池などは火災原因になりますので、取り外してください。

問合せ 北部まち美化事務所 ☎724-8881、北エコまちステーション ☎366-0155

水道の使用開始や中止の連絡はお早めに!

水道の使用を開始又は中止される時は、あらかじめ(およそ一週間前までに)ご連絡をお願いします。

問合せ 上下水道局北部営業所
☎722-7700 FAX:722-7704

不法投棄は犯罪です!

「ちょっとくらいなら…」と軽い気持ちで不法投棄をすると、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金又はその両方が科されます。

ゴミの出し方を間違えて不法投棄となる場合もあるため、今一度、ゴミのルールを確認しましょう!

詳しくは [京都ごみネット](#) 検索 で検索!

問合せ まちづくり推進担当 ☎432-1208

クイズコーナー
最終回 **いきいき北区 これ知ってる?**

【問題】 ○○○○に入る言葉は? (ヒントは本紙に!)

新大宮商店街の子ども食堂「○○○○キッチン」は、昨年の12月から活動をスタート。ぜひ、遊びに来てください。(答えは次号で発表)

応募先
【ハガキの場合】〒603-8511 北区役所地域力推進室企画担当まで
【メールの場合】件名に「いきいき北区 クイズ応募」と明記し、kita-ku@city.kyoto.lg.jp まで

応募締切 **4月10日(金)必着**
*当選結果は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

正解者の中から抽選で、トラフィカ京カード1,000円分を1名の方に。

応募方法
①氏名②年齢③住所④電話番号⑤クイズの解答⑥本紙の中で一番注目した記事⑦本紙の感想(良い点・悪い点等)を記入の上、ハガキまたはメールで送付。

2/15号のクイズコーナーは**お休み**でした。

クイズコーナー「いきいき北区これ知ってる?」は、今月号で最終回となります。これまで、たくさんのご応募をありがとうございました。

自転車の盗難にご注意!

「鍵が掛かっていなかったから、つい…」。自転車盗の犯人の大半が、盗んだ理由について、そのように話しています。

北区での盗難被害認知件数は、年々減少。でも、未だ高水準で推移しています。

自転車をご利用の際は、「短時間でも施錠する」「鍵をツーロックにする」等、ご協力をお願いします。

問合せ 北警察署 ☎493-0110